

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成30年12月21日
【中間会計期間】	第16期中（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
【会社名】	株式会社アドメテック
【英訳名】	Ad Me Tech Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古川 登志夫
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市空港通一丁目8番16号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記の 「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目1番1号(東京支店)
【電話番号】	(03)6260-6535(代表)
【事務連絡者氏名】	業務統括部長 小泉 理香
【縦覧に供する場所】	東京支店 (東京都中央区築地三丁目1番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
売上高 (千円)	2,160	7,411	1,367	4,535	8,793
経常損失 () (千円)	34,141	37,398	37,200	70,613	80,892
中間(当期)純損失 () (千円)	34,306	37,684	36,236	70,944	81,489
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	75,000	-	-
資本金 (千円)	156,478	181,472	226,749	176,473	197,415
発行済株式総数 (株)	3,745,058	4,067,558	5,604,937	4,003,058	5,226,437
純資産額 (千円)	44,396	25,161	35,782	47,748	62,186
総資産額 (千円)	78,713	69,713	73,871	88,598	101,447
1株当たり純資産額 (円)	11.85	4.89	5.43	11.89	1.53
1株当たり中間(当期)純損失金額 () (円)	9.21	9.31	6.54	18.62	18.74
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.2	28.5	41.1	53.7	55.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	31,624	33,933	35,330	72,211	80,260
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	2,500	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,082	8,891	8,675	51,645	86,222
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	68,251	51,186	53,035	76,229	82,190
従業員数 (人)	3	3	3	3	3
(外、平均臨時雇用者数)	(3.0)	(2.7)	(2.0)	(3.0)	(3.0)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当社は、平成30年5月29日にC E L L株式会社へ2,500千円の出資を行いました。および当社の代表取締役古川登志夫が、C E L L株式会社の社外取締役に就任いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数(名)	3 (2.0)
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員(従業員兼務取締役を除く)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象)

当社は当中間会計期間において営業損失38,389千円、経常損失37,200千円、中間純損失36,236千円を計上しており、また営業活動によるキャッシュ・フローにおいても35,330千円のマイナスを計上しております。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当該重要事象等を改善するための対応策は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策」に記載のとおり、これらの施策をとっても第三者割当増資の引受先の方針等に依存することとなるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

我が国経済は自然災害及び世界経済におけるリスクの影響を受け、不透明感が強まっております。

一方、当社が業を営む医療ライフサイエンス業界、とくに癌治療の分野においては、従来の医薬品とは作用機序の異なる免疫チェックポイント阻害剤の有益性が明らかとなり、薬価の問題はあるにせよ、世間が免疫治療に注目する絶好の機会となりました。温熱の免疫併用の治療効果は学会でも従来から認められており、当社の熱機器も併用療法による臨床研究で顕著な成績を収めております。

このような状況の下、当社は当該医療機器の早急な認可を目指し、日本国内および海外での臨床開発や研究開発に鋭意取り組んでまいりました。その結果、当社治療器AMTC300が、平成29年9月にウクライナで医療機器の認可を得ることができ、続いて平成30年7月にウクライナで大量生産認可を得ることができました。

しかしながら販売活動に関しては、今後の展開となるため、当中間会計期間の売上高は1,367千円(前年同期比81.5%減)、営業損失は38,389千円(前年同期比3.4%増)、経常損失は37,200千円(前年同期比0.5%減)、中間純損失は36,236千円(前年同期比3.8%減)となりました。

なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前事業年度末と比較し29,155千円減少し、53,035千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は35,330千円となりました。これは主に固定費及び研究開発活動に要する資金の支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は、2,500千円となりました。これは当社の関係会社に出資を行ったものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は8,675千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1,002千円及び株式の発行による収入9,677千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
医療機器事業(千円)	1,367	81.5
合計	1,367	81.5

(注) 1 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
FAコンサルティング株式会社	2,777	37.4	-	-
国立大学法人愛媛大学	1,312	17.7	1,337	97.8
株式会社カラダカガク研究所	1,100	14.8	-	-
田尾動物病院	833	11.2	-	-
株式会社J-ARM	750	10.1	-	-

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は70,866千円で、前事業年度末に比べ30,076千円減少しております。現金及び預金の減少29,155千円及び未収消費税の減少2,239千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は2,238千円で、前事業年度末に比べ2,500千円増加しております。関係会社株式の増加2,500千円が変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は8,088千円で、前事業年度末に比べ858千円減少しております。1年内返済予定長期借入金の減少688千円、買掛金の減少159千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は30,000千円で、前事業年度末に比べ314千円減少しております。長期借入金の減少314千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は35,782千円で、前事業年度末に比べ26,404千円減少しております。当中間会計期間の中間純損失による減少36,236千円ならびに資本金の増加29,334千円、資本準備金の増加29,334千円および新株予約権の減少165千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。なお、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるその他の事業等のリスクについて、前事業年度からの重要な変更はありません。

当該状況は、当社が研究開発段階にあり収益獲得に至っていないこと及び研究開発のための資金を要することに起因するものであり、当該状況を解消するために次の施策を講じております。

損益状況

当社の当中間会計期間において、営業損失38,389千円、経常損失37,200千円、中間純損失36,236千円を計上しております。

一方で、ウクライナにおいてヒト用治療器が大量生産認可を取得し、販売後臨床試験で効能効果、安全性の再確認を行いながら販売に向けた準備を進めております。現時点で販売価格は未定ですが、販売量の増加に伴い損益が黒字となる見通しです。

資金繰り

当社の当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フロー 35,330千円を計上しており、これは主に固定費及び研究開発活動に要する資金の支出によるものです。

当社の当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は53,035千円となっています。当社は小規模組織であるため年間の固定費は約70,000千円であるものの、事業継続のための資金調達を確保する必要があります。また、研究開発活動は当社事業の成長のためには欠かせないものであり、その必要資金の調達活動も続けています。

平成30年4月2日には第三者割当による新株式発行により48,670千円の払込、続いて平成30年6月25日には第三者割当による新株式発行により9,997千円の払込がなされました。また、平成30年6月28日に開催した第15期定時株主総会において、今期内の第三者割当による募集株式の発行枠(募集株式の数の上限は2,000,000株、払込金額の下限は1株につき金155円)の決議がなされました。

今後とも、研究開発や臨床試験等の状況を踏まえつつ、適時な資金調達を実現できるように投資者からの理解を得られるような適切な事業内容の開示に努めてまいります。

しかしながら、事業活動の促進を図るうえで必要な資金確保については第三者割当増資及び株主割当増資の引受先の方針等に依存するため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

以上の状況を踏まえながら、当社といたしましては、今後とも研究開発活動の推進、早期の販売安定化を行うことで、利益体質への転換並びに資金運営の安定化を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5【研究開発活動】

当社は愛媛大学発の医工連携ベンチャーとして、「熱」により腫瘍を治療する医療機器の開発を目的とした研究開発活動を続けております。

当中間会計期間において当社が支出した研究開発費の総額は4,597千円であります。

当社は、進行・再発癌を対象とした局所的な焼灼治療と全身的な免疫療法を低侵襲下で組み合わせ行うことのできる治療法や機器の研究開発を優先して行っており、当該医療機器が平成29年9月にウクライナにおいて医療機器認証を取得しました。続いて平成30年7月にウクライナにおいて大量生産認証を取得しました。

今後は、ウクライナ以外でも医療機器認証取得を目指し、研究開発活動を継続致します。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種 類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成30年12月21日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,604,937	5,604,937	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	5,604,937	5,604,937	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成23年6月28日定時株主総会決議）

(付与対象者の区分及び人数：当社元取締役1名、当社社員2名、当社協力者3名)		
区分	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	92(注)1	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,200(注)1、3	8,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月11日 至平成33年6月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 123(注)3 資本組入額 61(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 平成25年6月6日開催の取締役会決議により、平成25年6月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは顧問のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

5. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

第6回新株予約権（平成28年6月29日定時株主総会決議）

(付与対象者の区分及び人数：当社協力者3名)		
区分	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	600(注)1	450(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1	45,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年6月17日 至平成39年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127 資本組入額 63	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社と契約関係または協力関係にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

第7回新株予約権（平成29年6月28日定時株主総会決議）

(付与対象者の区分及び人数：当社社員4名)		
区分	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)1	50,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成32年2月14日 至平成40年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 156.6 資本組入額 79	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社と契約関係または協力関係にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

【その他の新株予約権等の状況】

第5回新株予約権（平成27年6月26日定時株主総会決議）

(付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名)		
区分	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,000(注)1	1,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1	100,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年7月13日 至平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127 資本組入額 63	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \text{ または } \text{処分株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合。

行使価額に40%を乗じた価格を下回った価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。

行使価額に40%を乗じた価格を下回った価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月2日	314,000	5,540,437	24,335	221,750	24,335	272,872

(注) 1. 発行済株式総数の増加は有償第三者割当によるものであります。

割当先 株式会社キャムコ
発行価格 155円
資本組入額 77.5円

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年6月25日	64,500	5,604,937	4,998	226,749	4,998	277,871

(注) 1. 発行済株式総数の増加は有償第三者割当によるものであります。

割当先 アートポートインベスト株式会社
発行価格 155円
資本組入額 77.5円

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の 割合 (%)
古川 令治	東京都江東区	870,750	15.53
飯塚 哲哉	東京都文京区	705,000	12.57
株式会社キャムコ	大阪市中央区谷町3-1-25	571,250	10.19
アートポートインベスト株式会社	東京都港区西麻布1-4-20	454,500	8.10
F A コンサルティング株式会社	東京都千代田区築地3-1-1	405,000	7.22
加賀電子株式会社	東京都千代田区神田松永町20	300,000	5.35
中住 慎一	愛媛県松山市	298,500	5.32
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド 2013	京都市中京区烏丸通錦小路上	246,500	4.39
無限責任組合員フューチャーベンチャーキャピタル株式会社	る手洗水町659		
クールジャパン投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社チームクールジャパン	京都市中京区烏丸通錦小路上	200,000	3.56
C A 価値継承 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社コーポレート・アドバイザーズ	東京都港区赤坂2-2-12	150,000	2.67
計	-	4,201,500	74.95

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,604,000	56,045	(注)
単元未満株式	普通株式 937	-	-
発行済株式総数	5,604,937	-	-
総株主の議決権	-	56,045	-

(注) 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月
最高 (円)	-	-	-	-	-	-
最低 (円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 平成30年4月、5月、6月、7月、8月、9月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	82,190	53,035
売掛金	1,101	903
商品	13,511	14,858
前払費用	422	570
立替金	-	20
未収入金	0	0
未収消費税等	2,371	2,147
流動資産合計	100,942	70,866
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	0	0
有形固定資産合計	10	10
投資その他の資産		
関係会社株式	-	2,500
出資金	10	10
差入保証金	494	494
投資その他の資産合計	504	3,004
固定資産合計	504	3,004
資産合計	101,447	73,871
負債の部		
流動負債		
買掛金	297	138
1年内返済予定の長期借入金	2,004	1,316
未払金	3,700	4,284
未払費用	394	366
預り金	851	392
未払法人税等	1,698	1,591
流動負債合計	8,946	8,088
固定負債		
長期借入金	30,314	30,000
固定負債合計	30,314	30,000
負債合計	39,260	38,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	197,415	226,749
新株式申込証拠金	48,670	-
資本剰余金		
資本準備金	248,537	277,871
資本剰余金合計	248,537	277,871
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	437,970	474,206
利益剰余金合計	437,970	474,206
株主資本合計	56,652	30,413
新株予約権	5,534	5,368
純資産合計	62,186	35,782
負債純資産合計	101,447	73,871

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	7,411	1,367
売上原価		
商品期首たな卸高	7,342	13,511
当期商品仕入高	8,210	2,442
合計	15,552	15,953
他勘定振替高	12,426	1-
商品期末たな卸高	9,725	14,858
売上原価合計	3,400	1,095
売上総利益	4,010	272
販売費及び一般管理費	41,134	38,662
営業損失()	37,123	38,389
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	10	1,676
営業外収益合計	10	1,677
営業外費用		
支払利息	181	167
株式交付費	41	320
新株予約権発行費	63	-
営業外費用合計	285	487
経常損失()	37,398	37,200
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,275
特別利益合計	-	1,275
税引前中間純損失()	37,398	35,925
法人税、住民税及び事業税	286	310
法人税等合計	286	310
中間純損失()	37,684	36,236

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	176,473	227,596	227,596	356,481	356,481	47,588	160	47,748
当中間期変動額								
新株の発行	4,998	4,998	4,998	-	-	9,997	-	9,997
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	5,100	5,100
中間純損失（ ）	-	-	-	37,684	37,684	37,684	-	37,684
当中間期変動額合計	4,998	4,998	4,998	37,684	37,684	27,687	5,100	22,587
当中間期末残高	181,472	232,594	232,594	394,165	394,165	19,901	5,260	25,161

当中間会計期間（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	197,415	48,670	248,537	248,537	437,970	437,970	56,652	5,534	62,186
当中間期変動額									
新株の発行	29,333	48,670	29,333	29,333	-	-	9,997	-	9,997
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-	-	1,109	1,109
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	-	1,275	1,275
中間純損失（ ）	-	-	-	-	36,236	36,236	36,236	-	36,236
当中間期変動額合計	29,333	48,670	29,333	29,333	36,236	36,236	26,238	165	26,404
当中間期末残高	226,749	-	277,871	277,871	474,206	474,206	30,413	5,368	35,782

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	37,398	35,925
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	181	167
株式交付費	41	320
新株予約権発行費	63	-
株式報酬費用	5,100	1,109
新株予約権戻入益	-	1,275
売上債権の増減額(は増加)	1,884	198
たな卸資産の増減額(は増加)	2,382	1,347
仕入債務の増減額(は減少)	4,052	159
その他	1,263	2,345
小計	33,491	34,566
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	181	167
法人税等の支払額	261	596
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,933	35,330
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	-	2,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	2,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,002	1,002
株式の発行による収入	9,956	9,677
新株予約権の発行による支出	63	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,891	8,675
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,042	29,155
現金及び現金同等物の期首残高	76,229	82,190
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 51,186	1 53,035

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当会計期間において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお投資者の判断に貴重な影響を及ぼす可能性のあるその他の事業等のリスクについて、前事業年度からの重要な変更はありません。

当該状況は、当社が研究開発段階にあり収益獲得に至っていないこと及び研究開発のための資金を要することに起因するものであり、当該状況を解消するために次の施策を講じております。

損益状況

当社の当中間会計期間において、営業損失38,389千円、経常損失37,200千円、中間純損失36,236千円を計上しております。

一方で、ウクライナにおいてヒト用治療器が大量生産認可を取得し、販売後臨床試験で効能効果、安全性の再確認を行いながら販売に向けた準備を進めております。現時点で販売価格は未定ですが、販売量の増加に伴い、損益が黒字となる見通しです。

資金繰り

当社の当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フロー 35,330千円を計上しており、これは主に固定費及び研究開発活動に要する資金の支出によるものです。

当社の当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は53,035千円となっています。当社は小規模組織であるため年間の固定費は約70,000千円であるものの、事業継続のための資金調達を確保する必要があります。また、研究開発活動は当社事業の成長のためには欠かせないものであり、その必要資金の調達活動も続けています。

平成30年4月2日には第三者割当による新株式発行により48,670千円の払込、平成30年6月25日には第三者割当増資による新株式発行により9,997千円の払込がなされました。また、平成30年6月28日に開催した第15期定時株主総会において、今期内の第三者割当による募集株式の発行枠(募集株式の数の上限は2,000,000株、払込金額の下限は1株につき金155円)の決議がなされました。

今後とも、研究開発や臨床試験等の状況を踏まえつつ、適時な資金調達を実現できるように投資者からの理解を得られるような適切な事業内容の開示に努めてまいります。

しかしながら、事業活動の促進を図るうえで必要な資金確保については第三者割当増資及び株主割当増資の引受先の方針等に依存するため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 2年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
減価償却累計額	618千円	618千円

2 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
一般管理費への振替高	2,426千円	-千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,003,058	64,500	-	4,067,558
合計	4,003,058	64,500	-	4,067,558

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株式の発行による増加 64,500株

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	100,000	-	-	100,000	160
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	-	60,000	-	60,000	5,100
	合計	-	-	-	-	-	5,260

(注) 第6回新株予約権の増加は新株予約権の発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,226,437	378,500	-	5,604,937
合計	5,226,437	378,500	-	5,604,937

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株式の発行による増加 378,500株

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
提出会社	第3回新株予約権 (注)	普通株式	9,200	-	1,200	8,000	-
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	100,000	-	-	100,000	160
提出会社	第6回新株予約権 (注)	普通株式	60,000	-	15,000	45,000	3,825
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	50,000	-	-	50,000	1,383
	合計	-	219,200	-	16,200	203,000	5,368

(注) 第3回および第6回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	51,186千円	53,035千円
現金及び現金同等物	51,186	53,035

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	82,190	82,190	-
(2) 売掛金	1,101	1,101	-
資産計	83,291	83,291	-
(1) 買掛金	297	297	-
(2) 未払金	3,700	3,700	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	32,318	32,219	98
負債計	36,315	36,217	98

当中間会計期間(平成30年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	53,035	53,035	-
(2) 売掛金	903	903	-
資産計	53,939	53,939	-
(1) 買掛金	138	138	-
(2) 未払金	4,284	4,284	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	31,316	31,128	187
負債計	35,738	35,550	187

(注1) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位：千円)

区分	平成30年3月31日	平成30年9月30日
非上場株式	-	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含めておりません。

3. 有価証券関係

関連会社株式

前事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

関連会社株式（中間貸借対照表計上額は関係会社株式2,500千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、医療機器製造販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
FAコンサルティング株式会社	2,777
国立大学法人愛媛大学	1,312
株式会社カラダカガク研究所	1,100
田尾動物病院	833
株式会社J-ARM	750

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
国立大学法人愛媛大学	1,337

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	1円53銭	5円43銭

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純損失金額()	9円31銭	6円54銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額()(千円)	37,684	36,236
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額()(千円)	37,684	36,236
普通株式の期中平均株式数(株)	4,046,763	5,537,005
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の株式数178,500株)。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の株式数203,000株)。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
販売費及び一般管理費	5,100千円	1,109千円

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	-	2,500千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-	77,500千円

	前中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の 金額	-	75,000千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

事業年度（第15期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
平成30年6月25日 四国財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
平成30年6月28日 四国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月21日

株式会社アドメテック

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 木村 健
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 野邊 義郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドメテックの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドメテックの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間において営業損失38,389千円、経常損失37,398千円、中間純損失37,200千円を計上しており、また営業活動によるキャッシュ・フローにおいても35,330千円のマイナスを計上している。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。